

青森県報

第二千三百十九号

平成十六年
四月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営) ……一
 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……一

公 告

土地改良区の解散……………(農村整備課) ……二
 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……二

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(教育政策課) ……二

告 示

青森県告示第三百九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	八戸市湊高台七丁目一六の八 大西 一孝	八戸第一区域	区 分
	八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八 河村 吉則		総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により漁業

青森県告示第三百十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十六年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字新城字平岡の一部	平成十六年四月二十六日から平成十七年三月三十一日まで
弘前市	大字小沢字鶴子沢及び字大畑沢 大字坂元字前沢、字山下の一部及び字赤沢	
八戸市	大字湊町字下大久保道、字中沢巻目、字下沢巻目及び字中巻目	
黒石市	大字乙徳兵衛町の一部 大字甲大工町の一部 大字乙大工町の一部 大字後大工町の一部 大字元町の一部 大字元町の一部 黒石の一部 西ケ丘の一部 大町一丁目 大町二丁目 緑町二丁目 緑町一丁目	
五所川原市	大字飯詰字影日沢の一部及び字石田の一部	

むつ市 大湊上町の一部
大湊浜町の一部

公 告

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、佐井村土地改良区は、平成十六年四月十九日解散したため、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、西田二期地区の県営土地改良事業（土地改良総合整備事業）計画を変更したため、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
 - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し
平成十六年四月二十七日から同年五月二十八日まで
弘前市役所
岩木町役場

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したため、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月二十六日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 教育庁コンピュータシステムの賃貸借一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県教育庁教育政策課
- 五 青森市新町二丁目三の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日
- 九 平成十六年四月一日
- 十 契約の相手方の名称及び住所
- 十一 富士通株式会社
- 十二 神奈川川崎市中原区上小田中四丁目の一
- 十三 契約金額
- 十四 四千九百八十二万三千二百九十二円
- 十五 随意契約の理由
- 十六 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。
- 十七 契約の相手方を決定した手続
- 十八 予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものである。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭